

出来事（2015年1月）

1. 食品表示基準

本年6月27日までに、告示される食品表示基準の現状を確認しました（1月23日）

1) 本体：2014年10月31日の消費者委員会の答申書に添付された案

2) 栄養素等表示基準値及び栄養機能食品にかかる表示基準：

2014年12月12日の消費者委員会からの答申書に添付された案

食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項を定める内閣府令についての意見募集（パブコメ）が実施されま
す（1月22日～2月23日） http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150122_iken.pdf

3) 食品の機能性表示制度：2014年12月9日の消費者委員会からの答申書に添付された案、

尚、本基準案については、消費者委員会の意見書がありますので、調整中と考えられます。
また、2015年1月14日に開催された規制改革会議 健康・医療ワーキング・グループで、「ガイドライン（案）の概要」が示されました。

<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg3/kenko/150114/item2.pdf>

一方、「食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（案）等についての意見募集」（パブコメ）が実施されました（12月26日～1月31日）。

- ・食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令
- ・食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令
- ・食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令
- ・食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令の一部を改正する命令

2. リステリア・モノサイトゲネス

1) ナチュラルチーズの規格が改正され、食品衛生法に元づくリステリア・モノサイトゲネスの限度規格（100/g以下）が設けられました（12月25日）。

・新旧対照表 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H141225I0011.pdf>

2) 食品衛生法に基づく食品、食品添加物の規格基準が改正され、食肉製品について、リステリア・モノサイトゲネスの限度規格（100/g以下）が設けられました（12月25日）。

・新旧対照表 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H141225I0021.pdf>

3) 食品表示（食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令）についても、改正されました（1月9日）。

・新旧対照表：<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1404.pdf>

4) 「発酵乳等の表示基準の一部改正に関する Q & A について」が通知されました (1月20日)
<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1407.pdf>

3. 食事による栄養摂取基準

1月29日、厚生労働省健康局から、食事による栄養摂取基準の改正案が公表され、パブコメが開始されました (1月29日～2月27日)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140421&Mode=0>

4. 食品添加物の新規指定

1月の新規指定はありませんでした。

カンタキサンチン (着色料)、クエン酸三エチル (国際調和品目)、アンモニウムイソバレレート (国際汎用香料) について、指定に向けた手続きが進められています。

なお、過酢酸製剤については、食品安全委員会での健康影響評価は完了していません。

5. 組換え DNA 技術応用食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物 (18品目、最終: 2014年12月15日)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト

L-ヒドロキシプロリン (E. Coli AHD株、1月7日)、L-グルタミン酸ナトリウム (Pantoea ananatis GLU-No.6株、1月20日)、いずれも「高度精製品」と評価されました。(62品目、最終リスト: 2015年1月23日)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品・添加物リスト (最終: 2015年10月28日)

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ (MDT06-228 株)、アスパラギナーゼ (Aspergillus oryzae NZYM-SP 株)、 α -アミラーゼ (NZYM-SO 株)、グルタミルバリングリシン (DP-No.1 株及び GG-No.1 株)、L-グルタミン酸ナトリウム (GLU-No.7 株)

食品扱いの L-シトルリン (CPR 株) も審査中です。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

6. HACCP 企画推進室の設置 (厚生労働省) 2015年1月1日より

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069981.html>

HACCP に関する説明会が、厚生労働省主催で開催されます。

東京: 2月24日、大阪: 2月26日

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071826.html>

7. 平成27年度輸入食品監視指導計画

1月23日、厚生労働省より、平成27年度輸入食品監視指導計画が公表され、意見募集 (パブリックコメント) が実施されています。(2月23日まで)

8. 輸入加工食品の自主管理に関する指針の徹底（厚生労働省）

1月16日、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）の徹底について」を
発出し、輸入加工食品の安全性確保対策の指導の徹底を、各検疫所に求めました。

http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11135200-Shokuhinanzanbu-Yunyushokuhinanzentaisakushitsu/guideline_1.pdf

9. 食品の放射能問題

（原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限）

- ① 新たに出荷が制限された品目・区域はありません。
- ② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（1月22日現在）

10. 野菜摂取が日本人に多い男性の下部胃癌リスクを低下

独立行政法人国立がん研究センターは、「野菜と果物の摂取と胃がんとの関連性について、日本の4つのコホート研究の191,232人のデータを用いて、胃がん全体、部位別（胃の上部1/3に発生する胃がん、下部2/3に発生する胃がん）、組織型別でプール解析を行い、日本人において野菜・果物摂取による胃がん全体のリスクの低下傾向がみられましたが有意性は認められませんでした。一方、男性において日本人に多い下部胃癌（胃の下部2/3に発生）のリスクが低下する可能性が示されました。」と発表しました。（12月18日）

http://www.ncc.go.jp/jp/information/press_release_20141218.html

11. 内分泌かく乱物質の使用に関する規制を強化（フランス）

12月25日のJETROの記事によれば、「フランス政府は、内分泌かく乱物質の使用に関する規制を強化する。ビスフェノールAを含む食品容器の製造、輸出入、市場投入を2015年1月から禁止、7月1日からは小児科、新生児科、産科におけるフタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHPと略す。）を含むチューブの使用を禁止する。」とのことです。

<http://www.jetro.go.jp/biznews/5497c48d86c40>

尚、厚生労働省のビスフェノールAに対する考え方は、Q&Aに示されています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/topics/080707-1.html>

12. EUにおけるGM規制（1月13日）

新しい法律は、加盟各国が、自国での遺伝子改変生物（GMO）を含む作物の栽培を禁止できるようにするもので、EU議会で可決された（賛成480、反対159、棄権58）。今春にも発効されるようです。

<http://www.europarl.europa.eu/news/en/news-room/content/20150109IPR06306/html/Parliament-backs-GMO-opt-out-for-EU-member-states>

13. 高甘味度甘味料に、栄養価値はない（ANSES、1月9日）

フランスの食品・環境・労働安全衛生庁（ANSES）は、高甘味度甘味料（アスパルテーム、ステビア抽出物、スクラロース及びアセスルファム K）は、ノンカロリー食品添加物であるが、体重コントロール、糖尿病または2型糖尿病の発症における血中グルコースレベルに対して有益な効果を有しなかったことを見出したとのことです。

<https://www.anses.fr/en/content/no-nutritional-value-found-intense-sweeteners-human-diet>

14. 米国農務省（USDA）による GM 規制解除

1月15日、USDの動植物衛生検査局（APHIS）は、ジカンバとして知られている特定の除草剤に抵抗性であるモンサント社の大豆、綿の規制を緩和したとのことです。

[http://www.aphis.usda.gov/wps/portal/aphis/newsroom/news/sa_federal_register_posts/sa_by_date/sa_2015/ct_01/ct_monsanto!/ut/p/a0/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfGjzOK9_D2MDJ0MjDzdXUyMDTzdPA2cAtz8jT1dTPULsh0VAbiDHEw!/?](http://www.aphis.usda.gov/wps/portal/aphis/newsroom/news/sa_federal_register_posts/sa_by_date/sa_2015/ct_01/ct_monsanto!/ut/p/a0/04_Sj9CPykssy0xPLMnMz0vMAfGjzOK9_D2MDJ0MjDzdXUyMDTzdPA2cAtz8jT1dTPULsh0VAbiDHEw!/)

15. 輸入食品の違反事例

- ・株式会社ニューポイントが、ベトナムから輸入した「調味乾燥品：かわはぎ」のモニタリング検査で、クロラムフェニコール 0.0023ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*クロラムフェニコール：抗生物質で、「不検出」とされている。検出限界は、0.0005ppm。

（ただし、ローヤルゼリーおよびハチミツにおける検出限界は、0.01ppm）

- ・株式会社メリータイムフーズが、ベトナムから輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：えび類」及びタイランドフィッシャリージャパン株式会社が、ベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」の命令検査で、エンロフロキサシン 0.03ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*エンロフロキサシン：動物用医薬品（殺菌剤）

- ・株式会社エピック・トレーディングが、ベトナムから輸入した「冷凍むき身養殖えび」の命令検査で、フラゾリドン 0.001ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*フラゾリドン：動物用医薬品（合成抗菌剤）

（作成：2015年1月31日）